



中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度
令和4年度
「摂津優品（せっつすぐれもん）」募集案内

令和4年7月

中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定委員会

摂津市・摂津市商工会

1. 中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度

中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定委員会（以下、「摂津ブランド認定委員会」という。）が、摂津市内の事業所等で生産・製造・加工されたもので、一定の基準を満たす優れた商品等（食品は摂津市の特産品を使用又は健康増進や資源循環推進の取り組みに資するものに限る）及び、摂津市内の事業所等が有し、一定の基準を満たす優れた技術等を摂津ブランド「摂津優品（せっつすぐれもん）」「摂津優技（せっつすぐれわざ）」として認定し、その商品、技術等を情報発信することで、商品ブランドの確立、販売促進、さらなる技術力向上へつなげます。さらに、その商品等を通じて摂津市の知名度向上を図り、全国へ「ものづくりのまち 摂津」をPRしていきます。

2. 認定のメリット

摂津ブランド認定品として認定された場合、以下の特典を受けることができます。

- ・認定商品をPRするための広報費補助及び各種展示会への出展補助が受けられます。
（摂津ブランド販路拡大支援補助金：一年度あたり上限10万円・補助率1/2）
- ・認定品の販売促進に経営指導が受けられます。（経営改善支援コンサルタント派遣：無料・上限3回）
- ・摂津ブランド専用ホームページ等で認定品の情報発信を積極的に行います。
- ・摂津ブランド認定委員会で共同出展を行う大阪勧業展等で認定品のPRができます。
- ・「摂津優品（せっつすぐれもん）」のロゴマークが使用できます。

3. 募集期間

令和4年7月1日（金）～ 7月29日（金）（必着）

4. 募集方法

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、摂津市商工会または摂津市産業振興課まで郵送、またはご持参ください。応募にあたり摂津市商工会へ事前相談をしてください。

5. 申請書類

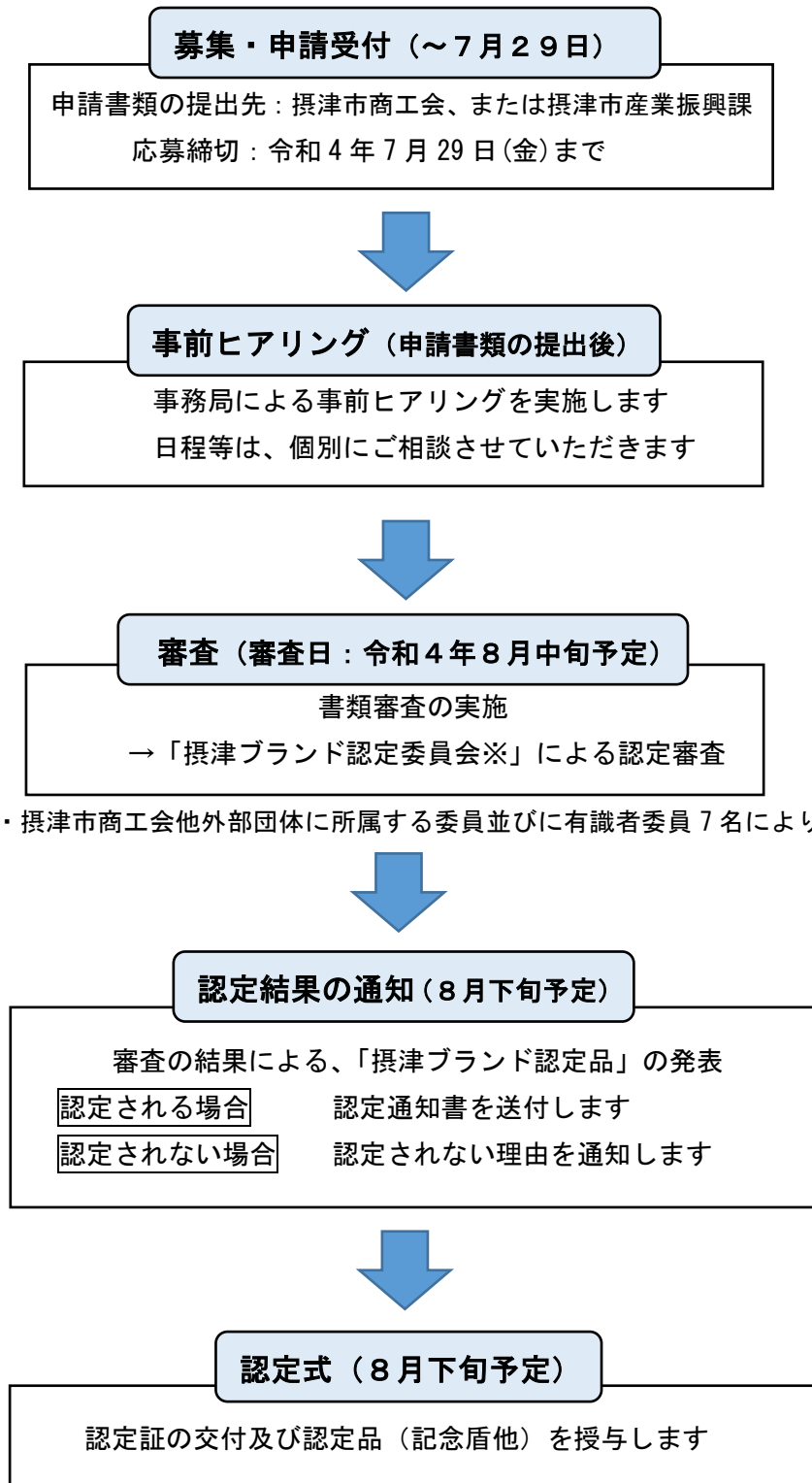
- ① 摂津ブランド認定申請書 1部
- ② 誓約書 1部
- ③ 商品の写真（カラープリントしたもの） 12部
- ④ 商品に関する関係法令及び安全・安心に関する基準を満たすことを説明する書類 1部
（食品：食品衛生法に基づく営業許可証の写し）
（加工品：PL保険証書の写し）
- ⑤ 会社パンフレット、商品カタログ 12部
- ⑥ その他認定基準を満たすことを説明する書類 1部

※申請にあたっては次ページの注意事項をご確認のうえ、ご提出ください。

注意事項

- ・ 申請書類の提出に際して、フラットファイル（紙製 A4 縦）に綴じて 1 部提出してください。（商品写真やパンフレット類は 1 つのクリアファイルにまとめ、残り 1 1 部を提出してください。）
- ・ 表紙及び背表紙には「令和 4 年度摂津ブランド認定申請書類」「申請企業名」を必ず記入してください。

6. 応募から認定までの流れ



7. 認定対象

摂津ブランドの認定対象となるものは、摂津市内の事業所等で生産・製造・加工された商品等（最終商品）とします。また、1申請者につき1度にできる申請は1品目のみとします。

商品等については、関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、食品については、食品衛生法に基づく営業許可を受けている、加工品については、PL保険に加入していることを条件とします。

※商品等（最終商品）について

食品（飲食店等において提供される料理は除く）・一般商品・工業製品のうち、最終消費財として一般消費者が直接、購入・消費できるものに限り、**一部、BtoB商品も対象とします**

特に、**食品に関しては、①～③のいずれかに該当するものを対象とします。**

①摂津市の特産品「鳥飼なす」を使用・加工したもの、②「健康増進」をコンセプトに商品開発されたもので、機能性成分・栄養特性について客観的データの提出等ができるもの、③環境に配慮した生産方式を導入して生産・加工されたもの（循環資源の利用、リサイクル推進、環境保全への取り組み等により生産されたもの）に限り、

今年度「大阪ものづくり優良企業賞」を対象とした技術認定を実施します。

8. 申請要件

摂津ブランドの認定の申請を行うことができる資格のある者は、次の各号の全てに該当するものとします。

- ① 認定対象の要件を満たす商品等を取り扱う者であって、本社又は製造拠点が摂津市内にあり、その実態が1年以上ある中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者及び団体であること。
- ② 市税に未納がない事業者及び団体であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2号第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）が役員にいない事業者及び団体であること。また、法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ④ 摂津市が定める入札参加停止要項に規定される入札参加資格停止の措置を受けていない事業者及び団体であること。

9. 認定基準

摂津ブランドの認定の可否は、摂津ブランド認定に関して、その目的及び趣旨を理解する申請者が申請する商品等のうち、次に掲げる項目で評価する。

評価方法は、1項目当たり5段階（高評価の場合は5、低評価の場合は1）で評価し、各項目の評価に掛け率を掛け、点数を計算する（満点100点）。

申請書類及び事前ヒアリングの内容を総合的に審査して、一定の評価を得たものを摂津ブランドとして認定する。

項目	評価の視点	掛け率	評価点
1. 摂津らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂津市の資源や個性を生かした「ものづくりのまち 摂津」を発信するに相応しい商品である ・ 製造工程において、摂津市内の協力会社等で外注加工、パッケージ作成を行う等、市内企業間の取引により商品を生産・製造している ・ 摂津市で生産された原材料等を主原料として製造している。また、その原材料を使用することで商品の魅力が向上している ・ 摂津市の自然環境、歴史、風土等にちなんだストーリー性や話題性がある ・ 摂津市ですでに生産・製造・加工されている ・ 市民の誇り、摂津市のイメージアップ、PRにつながるものである 	5	25
2. コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズを踏まえた商品開発等により商品イメージ、商品の特徴や強みが明確になっており、訴求力がある ・ 商品開発の着想から商品化までのストーリーがあり、熱意、こだわりを持って生産・製造・加工されている 	3	15
3. 信頼性及び安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 味、外観、機能性等に優れ、他に誇れる高い品質を持ったものである ・ 優れた生産技術を有しており、品質管理・衛生管理及び苦情処理の体制が整っている ・ 環境負荷低減に配慮した生産方式を取り入れている、又は取り組みを行っている ・ 生産・製造に関する関係法令を遵守しており、商品に関連する法規及び各業界の自主ガイドラインの基準を満たしている ・ 客観的な評価（顕彰制度の受賞、認証等）を受けている 	3	15
4. 独自性及び新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネーミング、デザイン、機能等において同種の商品との差別化が図られている ・ 独創的であり、アイデアに富んでいる ・ 古くからの伝統的技術、又は先進的技術、独自の技術で生産・製造されている 	5	25
5. 市場性及び将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・ すでに市場に流通し、継続して販売されている ・ 将来にわたり継続的かつ安定的な生産・製造、販売ができ、その拡大が期待できる ・ ブランド認定を通じて、摂津の地元企業・個人として更なる成長が期待できる 	4	20

10. 認定の審査

摂津ブランドの認定については、事業者等からの申請を受け、摂津ブランド認定委員会（摂津市・摂津市商工会他外部団体に所属する委員並びに有識者委員で構成）が認定基準に基づき審査します。摂津ブランド認定委員会（審査会）当日（8月中旬頃予定）は、書類審査及び事前ヒアリングの内容を元に確認・評価します。

11. 認定の決定

申請のあった商品等が認定基準を満たすと認めるときは、摂津ブランド認定品として認定し、認定通知書及び認定証を交付するとともに、認定品及び取扱者をホームページ等で公表します。

なお、申請のあった商品等が認定基準に満たないと認めるときは、その理由を付して通知します。

12. 認定の取り消し

認定委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができます。

- ① 認定品が認定基準に満たないと認められるとき
- ② 虚偽の申請により認定を受けたとき
- ③ 認定委員会による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき
- ④ 認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止又は廃止したとき
- ⑤ その他、摂津ブランドの信頼を著しく損なう行為があったとき

また、認定委員会は取り消しを行ったときは、認定品及び取扱者を公表することができます。

13. 受付窓口・問い合わせ先

摂津市商工会

〒566-0021 摂津市南千里丘4番35号 3階（受付時間：平日9：00～17：15）

TEL：06-6318-2800 FAX：06-6318-2555 Eメール：info@settsu-sci.jp

摂津市 生活環境部 産業振興課 商工労政係（新館4階）

〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号（受付時間：平日9：00～17：15）

TEL：06-6383-1362 FAX：06-6319-5068 Eメール：sangyou@city.settsu.osaka.jp

■応募にあたっての留意事項■

- ・提出された申請書類は、当認定制度の選考以外の目的には使用しません。
- ・提出された申請書類等は、返却できませんので、あらかじめご了承ください。
（申請書等は提出前に必ず控えをお取りください。）
- ・審査の状況等及び選考結果に関するお問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。

＜摂津ブランド認定申請 必要書類チェックリスト＞

	必要書類	部数	確認欄
1	認定申請書（様式第1号）	1部	<input type="checkbox"/>
2	誓約書（様式第2号）	1部	<input type="checkbox"/>
3	申請品の写真（カラープリントしたもの）	12部	<input type="checkbox"/>
4	商品に関する関係法令及び安全・安心に関する基準を満たすことを説明する書類（PL法関連商品に関してはPL保険証書の写し）	1部	<input type="checkbox"/>
5	会社パンフレット、商品カタログ	12部	<input type="checkbox"/>
6	その他認定基準を満たすことを説明する書類	1部	<input type="checkbox"/>
	その他注意事項	部数	確認欄
	申請書類の提出に際して、フラットファイル（紙製 A4 縦）に1部を綴じていますか。また、表紙及び背表紙に「令和3年度摂津ブランド認定申請書類」「申請企業名」を記入していますか。	/	<input type="checkbox"/>
	商品写真やパンフレット類（残りの11部）は、1つのクリアファイルにまとめていますか。	/	<input type="checkbox"/>